



# 消費税は、所得ではなく… 付加価値に課税

税理士・CFP® 越 智 浩

## Q. 赤字会社でも課税される

当社は、ビルメンテナンス業を営む普通法人です。当期は、年間収益が前期並みだったため、増員による人件費増などのコストを十分に賄うことができず、決算における最終損益は赤字の計上となりました。法人税法上の所得金額も欠損となり、法人税の納付はありませんでしたが、消費税は前期とほぼ同額を納めることになりました。

赤字会社でも消費税が課税される、また、納税額が減少しないのは、いったいどういう仕組みなのでしょうか。

## A. 所得ではなく、付加価値に課税される

2014年4月から8%、2015年10月から10%へ税率が引き上げられることが決まった消費税。現在の税率5%においても、消費税納税用の積立をして備えないと納めるのが大変な税金である。それが3年後には、納税額が単純計算で倍になるわけである。近い将来の税率アップによる増税分をしっかり資金繰りに組み込めるかどうかは、中小企業の経営にとって死活問題と言える。そのためにも、消費税課税の仕組みを理解しておくことが重要である。

現行法では、消費税納付額の計算は以下のようになる（税込経理を前提）。

- ① 課税売上額（×100/105、千円未満切捨て）×4% - 課税仕入額×4/105 = 国税分
- ② ①相当額（つまり、4%相当）×25% = 地方税分（つまり、1%相当）
- ③ 合計納付額 = ① + ②（合わせて、5%相当）

以上、三段階をへて事業者の税率5%相当の消費税納付額を計算することになっている。これらをごくごく単純化すると、（課税売上額 - 課税仕入額）×税率（5/105）と一本の計算式にまとめることができる。つまり、事業者の売上から仕入を控除した部分（人件費や借入金利子などは控除しない）=付加価値に税率を乗じた金額が納める消費税額となるわけである。決算書の損益、あるいは所得を計算してから税率を乗じているわけではない。最終損益が赤字であっても付加価値があるかぎり、消費税は課税されるのである。

仮に、設例にあるビルメンテナンス会社の課税売上額が7,500万円、課税仕入額を2,250万円とすると、この会社は、差し引き5,250万円の付加価値を生むことになる。これに5/105を乗じると納める消費税額は250万円と計算できる。ビルメンテナンス業のような業種においては、付加価値の大部分は人件費であるから、多額の設備投資でもないかぎり課税仕入額が大幅に増加することは考えられない。そのため、設例においては、課税売上額が前期とほぼ変わらないため、納める消費税額も変わらないのである。また、決算が赤字であっても付加価値が減少しないかぎり消費税納税額は減少しないわけである。会社経営のためには、消費税納税額を予想し、付加価値から最初に消費税納税額を除いて、残りの付加価値を限度に人件費などに分配するという感覚が必要になる。そして、8%に引き上げられたら8/108、10%に引き上げられたら10/110を乗じて消費税納税額を予測して資金繰りに組み込んでいくことが重要になっていくと思われる。

ところで、各事業者は支払う消費税額を各々の財・サービスの価格に転嫁して、最終的には消費者が消費税額を負担させられていることは明らかである。そして、消費者には高額所得者も低額所得者もあり、誰彼となく無差別に比例税率がかかる消費税は逆進的であり、税率10%になればますます逆進的になり、この逆進性こそは致命的欠陥であるという指摘がある（三木義一著『日本の税金』）。そこで、食料品等には軽減税率・複数税率の採用をすべきという改正案が一部で検討されるわけであるが、仮に実施されたとしても、まさに誰彼となく（高額所得者にも）軽減税率がかかるわけであり、逆進性解消にはほど遠いであろう。所得格差による問題は、消費税法の中では解決できない問題であり、所得税法その他の手段により解決すべき問題であることを指摘しておきたい。